

## 碧南市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する建設工事において、建設業における企業又は労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への普及に向けた取組を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 碧南市完全週休2日・週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）は、次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事を除く。

#### (1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日制の取組を促進するもので、次に掲げる条件を全て満たす工事を対象とする。

ア 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、週休2日の確保が可能であること。

イ 設計金額が5,000万円以上の工事

ウ 対象期間が3ヶ月を超えること。

#### (2) 受注者希望型

受注者自らが行うことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図る工事で、対象期間が3ヶ月を超えるものをいう。ただし、完全週休2日の確保が困難な次に掲げる工事を除く。

ア 緊急的に土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある工事

イ 地元調整等により当初から土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある工事

ウ その他発注者が完全週休2日制工事になじまないと判断した工事

### (週休2日制の形式)

第3条 週休2日制工事等の形式は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。ただし、安全管理のための現場巡視、地域貢献活動（現場見学会の実施、ボランティア活動等をいう。）への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

（ア）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。）

（イ）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）

- (ウ) 夏季休暇（3日間）
- (エ) 年末年始休暇（6日間）
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 工事事務等による不稼働期間
- (キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

#### イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその直前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその直後の月曜日から金曜日まで）に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、振替休工は休工日の1週間前までに監督員と協議するものとし、天候（降雨、積雪等）により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めない。

#### (2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

##### ア 対象期間

第1号アに同じ。

##### イ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工とした日とし、対象期間の全日数の28.5パーセント以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

#### (取組内容)

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 発注者指定型

ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事のいずれかの形式を選択するものとする。

イ 受注者は施工計画書を提出するまでに、形式を決定し休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 監督員はイの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完全週休2日制工事又は週休2日制工事とする旨を回答する

エ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

#### (2) 受注者希望型

ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事、週休2日制工事又は週休2日制に取

り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、形式を決定し休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 監督員は、イの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完全週休2日制工事又は週休2日制工事とする旨を回答する。

エ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

ア 完全週休2日制工事においては、第3条第1号アの対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)が90パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価する。

イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

(ウ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週の0.5週間分として加算する。

ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等5. その他」において評価する。この場合において、完全週休2日取得率が90パーセントに満たない場合であっても、工事成績の減点を行わない。

(2) 週休2日制工事

ア 週休2日制工事においては、第3条の対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合(以下「休工割合」という。)が28.5パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価する。

イ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等5. その他」において行うものとする。この場合において、休工割合が28.5パーセントに満たない場合であっても工事成績の減点を行わないものとする。

(取組証明)

第6条 前条第1号の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「完全週休2日制工事に取り組み、取得率〇%を達成した。」旨を記載し、取組証明とする。

(経費の補正)

第7条 週休2日制工事等の取組を推進するため、休工状況に応じて経費の補正を行うものとする。

2 経費の補正を行うに当たり適用する休工状況の適用区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、休工割合が当該各号に該当する場合とする。

(1) 4週8休以上 休工割合が28.5パーセント以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25パーセント以上28.5パーセント未満

(3) 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4パーセント以上25パーセント未満

3 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、休工状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次の表のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

休工状況の適用区分	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費	市場単価
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06	補正対象及び補正係数は別紙による
4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04	
4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01	1.02	1.03	

4 経費の補正及び変更契約は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正後の金額を用いることとし、休工状況を確認後、4週8休未満である場合には、補正分を減額し、変更契約するものとする。ただし、補正は、4週8休以上の場合のみ行うものとし、それに満たない場合は4週6休以上であっても行わないものとする。

(2) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「(週休2日)」を記載するものとする。

(特記仕様書)

第9条 特記仕様書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、完全週休２日制・週休２日制工事（発注者指定型）の対象工事とする。なお、完全週休２日制・週休２日制工事については、「碧南市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和５年３月２７日施行）」によるものとする。」旨

(2) 受注者希望型

「第〇条 完全週休２日制・週休２日制工事に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休２日制・週休２日制工事については、「碧南市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和５年３月２７日施行）」によるものとする。」旨

(入札公告)

第１０条 入札公告文には、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型

「本工事は、碧南市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和５年３月２７日施行）に基づく完全週休２日制・週休２日制工事（発注者指定型）の対象工事である。」旨

(2) 受注者希望型

「本工事は、碧南市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和５年３月２７日施行）に基づく完全週休２日制・週休２日制工事（受注者希望型）の対象工事である。」旨

(補足)

第１１条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和５年３月２７日より施行する。
- 2 碧南市完全週休２日制工事試行要領（令和４年４月１日施行）は廃止する。

完全週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以 上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01